

有効期間 5 年（令和 7 年 12 月 31 日まで）

令和 2 年 1 2 月 2 3 日

各 部 長 ・ 参 事 官
各 所 属 長 様

警 察 本 部 長
（ 捜 査 第 三 課 ）

品触手配要綱の一部改正について（通達）

品触れについては、「品触手配要綱の制定について（通達）」（平成 2 7 年 1 2 月 2 1 日付け。広捜三第 6 3 3 号，広刑総第 1 4 5 1 号，広生総第 1 8 8 6 号。以下「旧通達」という。）により運用しているところであるが，通信情報技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第 1 6 号）等の施行により，別添新旧対照表のとおり一部改正し令和 3 年 1 月 1 日から実施することとしたので，部下職員に周知徹底の上，事務処理上誤りのないよう運用されたい。

なお，本通達の実施に伴い旧通達は廃止とする。

主な改正点

- （1）「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」等の改正により，
ア 古物営業法施行規則第 1 9 条の 2（品触書の F A X 送信規定の削除）により，作成要領の当該部分を削除。
イ 質屋営業法の改正（第 2 1 条から第 2 0 条に改正）。
ウ J I S 法（経済産業省）の改正により，日本工業規格（J I S）から日本産業規格（J I S）の変更に伴い，様式内の当該記載を削除。
の変更をする。
- （2）犯罪捜査規範第 3 6 条別記様式第 3 号（品触原簿）及び別記様式第 4 号（品触取扱簿）の取扱いについて明記した。
- （3）他都道府県警察からの品触を受領した際の取扱いについて明記した。
- （4）その他，語句及び表現について所要の整理を行った。

本件担当 照会資料係
警 電 

別添

品触手配要領の一部改正について（通達）新旧対照表

新	旧
別添 品触手配要綱 第1 趣旨 この要綱は、古物営業法（昭和24年法律第108号）第19条第1項又は質屋営業法（令和2年5月31日法律第16号）第20条第1項の規定による品触れ（以下「品触れ」という。）を発するに当たって、その効果的な運用を図るため、必要な事項を定めることを目的とする。 第2 品触れの実施対象等 1 品触れは、盗品その他財産に対する罪に当たる行為によって領得された物（以下「盗品等」という。）のうち、他の類似品と識別できるものについて発するものとする。 2 <u>犯罪捜査規範（昭和32年国家公安委員会規則第2号）第36条第1項第2号に規定する重要品触れは、おおむね次の盗品等について発するものとする。</u> (1) 強盗等の凶悪事件に関する盗品等 (2) 組織窃盗又は常習と認められる侵入盗に関する盗品等 (3) 重要文化財その他これに準ずる盗品等 (4) 社会的影響の大きい事件に関する盗品等 (5) その他特異重要事件に関する盗品等 3 <u>警察本部（以下「本部」という。）の盗品等に係る捜査を取り扱う課の長（刑事部捜査第三課長（以下「捜査第三課長」という。）を除く。）が、品触れによる手配を必要とする場合は、捜査第三課長を経由して、警察本部長（以下「本部長」という。）に品触れの種別、被害者名、品目、数量、配布部数及び配布する範囲を報告しなければならない。また、捜査第三課長が窃盗事件について、品触れによる手配を行う場合も、同様に行うものとする。</u> 4 警察署長（以下「署長」という。）は、品触れによる手配をする場合（他の都道府県警察へ手配を依頼する場合を除く。）は、あらかじめ捜査第三	別添 品触手配要領 第1 趣旨 古物営業法（昭和24年法律第108号）第19条第1項若しくは第3項又は質屋営業法（昭和25年法律第158号）第21条第1項の規定による品触れ（以下「品触れ」という。）の取扱いについて必要な事項は、犯罪捜査規範（昭和32年国家公安委員会規則第2号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。 第2 品触れの実施対象等 1 品触れは、盗品その他財産に対する罪に当たる行為によって領得された物（以下「盗品等」という。）のうち、他の類似品と識別できるものについて発出するものとする。 2 重要品触れは、おおむね次に掲げる盗品等について発出するものとする。 (1) 強盗等の凶悪事件に関する盗品等 (2) 組織窃盗又は常習と認められる侵入盗に関する盗品等 (3) 重要文化財その他これに準ずる盗品等 (4) 社会的影響の大きい事件に関する盗品等 (5) その他特異重要事件に関する盗品等 3 警察本部（以下「本部」という。）の盗品等に係る捜査を取り扱う課の長が、品触れによる手配を必要とする場合は、刑事部捜査第三課長（以下「捜査第三課長」という。）を経由して、警察本部長（以下「本部長」という。）に品触れの種別、被害者名、品目、数量、配布部数及び配布する範囲を報告しなければならない。 4 警察署長（以下「署長」という。）は、品触れによる手配をする場合（他の都道府県警察へ手配を依頼する場合を除く。）は、あらかじめ捜査第三課長

新	旧
課長に前3に規定する事項を報告しなければならない。 5 本部長及び署長は、品触れによる手配をする場合は、刑事部捜査第三課（以下「捜査第三課」という。）において管理する一連番号を付すものとし、必要に応じて捜査本部長名又は関係する所属長名を併記することができる。 第3 品触れを発する要領等 1 様式及び作成要領 品触れは、個別の事件ごとに、<u>別に定める様式及び作成要領により作成するものとする。</u> 2 発出方法 (1) 品触れは、書面によるほか、電子メールの送信により発することができる。ただし、電子メールの送信により品触れを発出する場合は、あらかじめ相手方となる古物商、古物市場主又は質屋（以下「古物商等」という。）の承諾を得て行わなければならない。 (2) 署長は、書面による品触れのほか、電子メールの送信による品触れの発出についても有効に活用し、<u>誤送信することがないように徹底を期するものとする。</u> 3 <u>犯罪捜査規範第36条別記様式（品触原簿及び品触取扱簿）による管理</u> <u>犯罪捜査規範第36条に規定する品触れの手配については、捜査第三課及び警察署においては窃盗事件の捜査を担当する係が、品触原簿（犯罪捜査規範第36条別記様式第3号。以下同じ。）により品触れの配布日、配布先等の顛末を明らかにするものとする。また、交番及び駐在所については、広島県警察の地域警察運営に関する訓令第49条別表第3に明記の品触取扱簿（犯罪捜査規範第36条別記様式第4号。以下同じ。）により品触れの配布状況等の顛末を明らかにするものとする。</u> 第4 他の都道府県警察に対する手配依頼等 1 <u>捜査第三課長を経由した報告</u> <u>品触れによる手配を他の警察本部長等（警視総監若しくは道府県警察本部長又は警察署長をいう。以下同じ。）に依頼するときは、警察本部（以下「本部」という。）の盗品等に係る捜査を取り扱う課の長（捜査第三課長は除く。）及び署長は、捜査第三課長を経由して警察本部長に報告</u>	に前3に規定する事項を報告しなければならない。 5 本部長及び署長は、品触れによる手配をする場合は、刑事部捜査第三課（以下「捜査第三課」という。）において管理する一連番号を付すものとし、必要に応じ捜査本部長名又は関係する所属長名を併記することができる。 第3 品触れの発出方法等 1 様式等 品触れは、個別の事件ごとに作成するものとする。 2 発出方法等 (1) 品触れは、書面によるほか、<u>ファクシミリ又は電子メールの送信により発出することができる。</u>ただし、<u>ファクシミリ又は電子メールの送信により品触れを発出する場合は、あらかじめ相手方となる古物商、古物市場主又は質屋（以下「古物商等」という。）の承諾を得て行わなければならない。</u> (2) 署長は、書面による品触れの配布のほか、<u>ファクシミリ又は電子メールの送信による品触れの発出についても有効に活用し、その手配に徹底を期するものとする。</u> 第4 他の都道府県警察に対する手配依頼等 1 署長は、他の都道府県警察へ品触れによる手配を依頼する場合は、捜査第三課長を経由して行うものとする。

新	旧
<u>するものとする。この場合、品触れの種別、被害者名、品目、数量、配布部数、対象とする地域、及び古物商等の種別等、必要な事項を明確にした上で行わなければならない。</u> 2 <u>報告を受けた本部長による指示</u> <u>前1の規定により報告を受けた本部長は、捜査第三課長に対し、速やかに関係する都道府県警察へ品触れによる手配を依頼するよう指示し、捜査第三課長がこれを行うものとする。</u> 3 <u>普通品触れによる手配</u> 普通品触れによる手配は、原則として他の警察本部長等に依頼しないものとする。ただし、特別の必要がある場合は、<u>範囲を限定して行うことができる。</u> 4 <u>他の都道府県警察から品触れによる手配の依頼を受けた場合の措置</u> <u>他の警察本部長等からの品触れによる手配を受けた本部長、捜査第三課長及び署長は、速やかに管内の関係古物商等に対し、品触れによる手配を行わなければならない。</u> 5 <u>前4に規定する品触れの配布による手配を行った場合の措置</u> <u>前4に規定する品触れの配布を行った場合についても、前第3の3に規定のとおり顛末を明らかにするものとする。</u> 第5 訂正及び解除の通知 1 署長は、品触れの内容を訂正する必要がある場合又は品触れに係る盗品等を発見し、若しくは発見した旨の連絡を受けた場合は、速やかに管内の関係する古物商等に通知するとともに、捜査第三課長に報告するものとする。 2 捜査第三課長は、前1の報告を受けた場合又は本部長の発出した品触れを訂正若しくは解除する必要がある場合は、速やかに品触れによる手配を依頼した他の都道府県警察及び関係する署長へ通知するものとする。 第6 備付簿冊及び保存年限 品触れの配布及び送信の状況を明らかにするため、次に掲げる部署ご	2 本部長は、盗品等に係る捜査を取り扱う課の長から捜査第三課長を通じて他の都道府県警察への品触れによる手配を必要とする報告を受けた場合は、速やかに関係する都道府県警察へ品触れによる手配を依頼するものとする。 3 普通品触れによる手配は、原則として他の都道府県警察へ依頼しないものとする。ただし、特別の必要がある場合は、捜査第三課において事案その他を検討し、範囲を限定して行うものとする。 4 本部長及び署長は、他の都道府県警察から品触れによる手配の依頼を受けた場合は、速やかに捜査第三課長を通じて関係する署長へ手配するものとする。 5 署長は、本部長又は他の署長から品触れによる手配を受けたときは、当該品触れの余白に当該署長名を併記し、速やかに管内の関係する古物商等へ配布又は送信しなければならない。 第5 訂正及び解除の通知 1 署長は、品触れの内容を訂正する必要がある場合又は品触れに係る盗品等を発見し、若しくは発見した旨の連絡を受けた場合は、速やかに管内の関係する古物商等に通知するとともに、捜査第三課長に報告するものとする。 2 捜査第三課長は、前1の報告を受けた場合又は本部長の発出した品触れを訂正若しくは解除する必要がある場合は、速やかに品触れによる手配を依頼した他の都道府県警察及び関係する署長へ通知するものとする。 第6 備付簿冊

新	旧												
とにそれぞれ次の簿冊を備え付けるものとする。 1 捜査第三課及び警察署においては窃盗事件の捜査を担当する係 品触原簿 2 交番及び駐在所 品触取扱簿 <u>なお、備付簿冊の保存年限は下記のとおりとする。</u> <table><tr><td></td><td>品触原簿</td><td>品触取扱簿</td></tr><tr><td>捜査第三課</td><td>盗品等が発見 に至るまで</td><td>—</td></tr><tr><td>警察署の窃盗事件の 捜査を担当する係</td><td>7 年</td><td>—</td></tr><tr><td>交番及び駐在所</td><td>—</td><td>1 年</td></tr></table>		品触原簿	品触取扱簿	捜査第三課	盗品等が発見 に至るまで	—	警察署の窃盗事件の 捜査を担当する係	7 年	—	交番及び駐在所	—	1 年	品触れの配布及び送信の状況を明確にするため、次に掲げる部署ごとにそれぞれ次の簿冊を備え付けるものとする。 (1) 本部の盗品等に係る捜査を取り扱う課及び警察署 品触原簿（犯罪捜査規範別記様式第 3 号） (2) 交番及び駐在所 品触取扱簿（犯罪捜査規範別記様式第 4 号）
	品触原簿	品触取扱簿											
捜査第三課	盗品等が発見 に至るまで	—											
警察署の窃盗事件の 捜査を担当する係	7 年	—											
交番及び駐在所	—	1 年											
第 7 その他の留意事項 署長は、管内の古物商等との良好な関係を構築し、品触れによる盗品等の発見の促進を図るよう適切な施策を実施すること。 第 8 遺留品等についての準用 遺留品等について、手配書を発行するときは、品触れによる手配に準じて行うことができるものとする。 別記様式省略	第 7 古物商等への指導 署長は、管内の古物商等に対し、品触れを有効に活用するよう指導しなければならない。 第 8 遺留品等についての準用 遺留品等について手配書を発行するときは、品触れによる手配に準じて行うことができるものとする。												

別添

品触手配要綱

第1 趣旨

この要綱は、古物営業法（昭和24年法律第108号）第19条第1項又は質屋営業法（令和2年5月31日法律第16号）第20条第1項の規定による品触れ（以下「品触れ」という。）を発するに当たって、その効果的な運用を図るため、必要な事項を定めることを目的とする。

第2 品触れの実施対象等

- 1 品触れは、盗品その他財産に対する罪に当たる行為によって領得された物（以下「盗品等」という。）のうち、他の類似品と識別できるものについて発するものとする。
- 2 犯罪捜査規範（昭和32年国家公安委員会規則第2号）第36条第1項第2号に規定する重要品触れは、おおむね次の盗品等について発するものとする。
 - (1) 強盗等の凶悪事件に関する盗品等
 - (2) 組織窃盗又は常習と認められる侵入盗に関する盗品等
 - (3) 重要文化財その他これに準ずる盗品等
 - (4) 社会的影響の大きい事件に関する盗品等
 - (5) その他特異重要事件に関する盗品等
- 3 警察本部（以下「本部」という。）の盗品等に係る捜査を取り扱う課の長（刑事部捜査第三課長（以下「捜査第三課長」という。）を除く。）が、品触れによる手配を必要とする場合は、捜査第三課長を経由して、警察本部長（以下「本部長」という。）に品触れの種別、被害者名、品目、数量、配布部数及び配布する範囲を報告しなければならない。また、捜査第三課長が窃盗事件について、品触れによる手配を行う場合も、同様に行うものとする。
- 4 警察署長（以下「署長」という。）は、品触れによる手配をする場合（他の都道府県警察へ手配を依頼する場合を除く。）は、あらかじめ捜査第三課長に前3に規定する事項を報告しなければならない。
- 5 本部長及び署長は、品触れによる手配をする場合は、刑事部捜査第三課（以下「捜査第三課」という。）において管理する一連番号を付すものとし、必要に応じて捜査本部長名又は関係する所属長名を併記することができる。

第3 品触れを発する要領等

- 1 様式及び作成要領
品触れは、個別の事件ごとに、別に定める様式及び作成要領により作成するものとする。
- 2 発出方法
 - (1) 品触れは、書面によるほか、電子メールの送信により発することができる。ただし、電子メールの送信により品触れを発出する場合は、あらかじめ相手方となる古

物商，古物市場主又は質屋（以下「古物商等」という。）の承諾を得て行わなければならない。

- (2) 署長は，書面による品触れのほか，電子メールの送信による品触れの発出についても有効に活用し，誤送信することがないように徹底を期するものとする。

3 犯罪捜査規範第36条別記様式（品触原簿及び品触取扱簿）による管理

犯罪捜査規範第36条に規定する品触れの手配については，捜査第三課及び警察署においては窃盗事件の捜査を担当する係が，品触原簿（犯罪捜査規範第36条別記様式第3号。以下同じ。）により品触れの配布日，配布先等の顛末を明らかにするものとする。また，交番及び駐在所については，広島県警察の地域警察運営に関する訓令第49条別表第3に明記の品触取扱簿（犯罪捜査規範第36条別記様式第4号。以下同じ。）により品触れの配布状況等の顛末を明らかにするものとする。

第4 他の都道府県警察に対する手配依頼等

1 刑事部捜査第三課長（以下「捜査第三課長」という。）を経由した報告

品触れによる手配を他の警察本部長等（警視総監若しくは道府県警察本部長又は警察署長をいう。以下同じ。）に依頼するときは，警察本部（以下「本部」という。）の盗品等に係る捜査を取り扱う課の長（捜査第三課長は除く。）及び署長は，捜査第三課長を経由して警察本部長に報告するものとする。この場合，品触れの種別，被害者名，品目，数量，配布部数，対象とする地域，及び古物商等の種別等，必要な事項を明確にした上で行わなければならない。

2 報告を受けた本部長による指示

前1の規定により報告を受けた本部長は，捜査第三課長に対し，速やかに関係する都道府県警察へ品触れによる手配を依頼するよう指示し，捜査第三課長がこれを行うものとする。

3 普通品触れによる手配

普通品触れによる手配は，原則として他の警察本部長等に依頼しないものとする。ただし，特別の必要がある場合は，範囲を限定して行うことができる。

4 他の都道府県警察から品触れによる手配の依頼を受けた場合の措置

他の警察本部長等からの品触れによる手配を受けた本部長，捜査第三課長及び署長は，速やかに管内の関係古物商等に対し，品触れによる手配を行わなければならない。

5 前4に規定する品触れの配布による手配を行った場合の措置

前4に規定する品触れの配布を行った場合についても，前第3の3に規定のとおり顛末を明らかにするものとする。

第5 訂正及び解除の通知

- 1 署長は，品触れの内容を訂正する必要がある場合又は品触れに係る盗品等を発見し，若しくは発見した旨の連絡を受けた場合は，速やかに管内の関係する古物商等に通知するとともに，捜査第三課長に報告するものとする。

- 2 捜査第三課長は，前1の報告を受けた場合又は本部長の発出した品触れを訂正若し

くは解除する必要がある場合は、速やかに品触れによる手配を依頼した他の都道府県警察及び関係する署長へ通知するものとする。

第6 備付簿冊及び保存年限

品触れの配布及び送信の状況を明らかにするため、次に掲げる部署ごとにそれぞれ次の簿冊を備え付けるものとする。

- 1 捜査第三課及び警察署においては窃盗事件の捜査を担当する係
品触原簿

- 2 交番及び駐在所
品触取扱簿

なお、備付簿冊の保存年限は下記のとおりとする。

	品触原簿	品触取扱簿
捜査第三課	盗品等が発見に至るまで	—
警察署の窃盗事件の 捜査を担当する係	7年	—
交番及び駐在所	—	1年

第7 その他の留意事項

署長は、管内の古物商等との良好な関係を構築し、品触れによる盗品等の発見の促進を図るよう適切な施策を実施すること。

第8 遺留品等についての準用

遺留品等について、手配書を発行するときは、品触れによる手配に準じて行うことができるものとする。

品 触 原 簿

[illegible]

品 触 取 扱 簿

[illegible]